

奈良県告示第四百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
十津川村上野地（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村折立（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村桑畑（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村重里（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村迫西川（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び十津川村役場総務課
十津川村高津（〇〇一）地滑り警戒	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所

区域	おり	及び十津川村役場総務課
十津川村高津（〇〇二）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村高津（〇〇三）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村高津（〇〇四）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村出谷（〇〇二）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課
十津川村七色（〇〇二）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び十津川村役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。